

前橋東部商工会『美味しいまえばし再発見コンテスト2017』 実施要領

1. 趣旨

群馬県前橋市産農林水産物の加工品で知る人ぞ知る逸品を再発見し、これに光をあて商品力の向上や販路拡大を支援することを目的に「美味しいまえばし再発見コンテスト2017」を開催する。

2. 主催

前橋東部商工会

3. 後援

群馬県、前橋市、群馬県商工会連合会（群馬県6次産業化サポートセンター）、富士見商工会、前橋商工会議所、公益財団法人群馬県観光物産国際協会、公益財団法人前橋観光コンベンション協会、前橋広域物産振興協会、株式会社スズラン前橋店、株式会社生産者直売のれん会、株式会社上毛新聞社、NHK 前橋放送局、群馬テレビ株式会社、朝日新聞前橋総局、毎日新聞前橋支局、読売新聞前橋支局、産経新聞前橋支局、東京新聞前橋支局、共同通信社前橋支局、時事通信社前橋支局、株式会社群馬経済新聞社、高崎前橋経済新聞、FM GUNMA、まえばし CITY エフエム

4. 募集内容

前橋市内に本社、事業所等を置く団体・企業又は個人が製造した、前橋市産農林水産物を主たる原料とした加工食品で販売促進を目指す商品を募集します。

但し、「一般部門」は前橋市内全域、「直売所部門」は前橋東部商工会管内（大胡・粕川・宮城地区）からの募集とする。

（1）部門共通事項

下記の要件を全て満たすこと。

ア 商品等については、以下の条件を満たすこと

○商品の特徴づける原材料が前橋市産であること。

（例：ロールケーキの場合、主原料の小麦粉は県外産でも、卵が県産であれば可。）

○開封して、そのまま食べられるもの（常温、冷蔵・冷凍は問わない）とする。

但し、湯せん、電子レンジ等で加熱により食するものは可とする。

○食味について安定した品質を確保できる体制を整えていること

（生産管理体制、品質管理体制など）

○食品衛生法、食品表示法、計量法等、関係法規に違反しないもの

イ 本コンテストの趣旨を理解し、授賞した場合は、情報の提供やサンプル提供等及びPRイベント等に参加できること

ウ 書類審査（応募要件の適否）を通過した者については、投票審査（食味審査）を行うので、指定日に指定場所にて試食用サンプルを提供できる者

(2) 一般部門（全国的な販売を目指した商品部門）

○全国展開等※1 を目指している商品であること

※1 地域限定であっても量販店、百貨店等での販売を目指しているものはこれを含む

(3) 直売所部門（地域での販売を主とした商品部門）

○地域の直売所等での販売を主とした商品であること

5. 審査及び表彰

(1) 審査・選考方法

前橋東部商工会に学識経験者委員、流通関係者委員、行政機関関係者委員、商工会関係者委員によって構成する「美味しいまえばし再発見コンテスト審査委員会」を設置し、審査選考を行う。

審査委員は、本コンテストの目的に則り、下記の審査基準に基づき、第1次審査（書類審査）・第2次審査（食味審査）・最終審査（投票等審査）を公正厳格に行い、受賞品を選考する。

また、併せて商品パッケージやラベル標記が JAS 法、食品衛生法等の法令を順守しているかについて、専門家による確認を行い、その内容を評価に反映させる。

(2) 第1次審査（書類審査）

第1次審査は、書類審査とし応募要件等を審査する。

(3) 第2次審査（食味審査）

審査委員会により、出品された特産品等について、次の基準に基づき選考し、一般部門及び直売所部門の上位品目を最終審査へ推薦する。

- ① 前橋市産原材料を活用し、素材特性を十分に活かしているもの。
- ② 品質や食味、機能、デザインが優れているもの。
- ③ 加工技術に優れ、他の類似品と比較し独自性があるもの。

(4) 最終審査（一般投票等審査）

第2次審査で推薦された各部門の特産品について、平成29年10月22日（日）に開催される前橋東部商工祭での一般来場者の投票による得票数順での審査及び審査委員による最終審査により実施する。尚、審査員による最終審査は、次の審査基準に基づき、各々の項目について5段階で評価し、その評価合計を得点とする。

一般投票得票数、委員による総合得点、選定理由、下記（4）の各賞審査基準を総合的に勘案し、審査委員会において協議のうえ、各賞を決定する。

- ① 郷土色（地域資源を活用し、素材特性を十分に活かして独自性をアピールしているか）。
- ② 訴求力（商品及びその包装・ネーミングにおいて生産者の意向が消費者に印象づけられるか）。
- ③ 市場性（消費者ニーズを把握しており、市場拡大の可能性があるか）。

④ 将来性（製品自体に将来性があり、今後の期待がもてるか）。

(5) 各賞審査基準

① グランプリ

審査の全般において、著しく優れており、前橋市を代表する特産品としての成長性が高く、地域の産業振興に対する貢献性が大であると認められるもの。

② 準グランプリ

審査の全般において、特に優れており、特産品開発における製造・開発技術の向上に寄与し、市場性に優れていると認められるもの。

③ 審査員特別賞

前橋市地域としての郷土性に富み、開発アイデア等において、先進性、独創性に優れたもの。

6. 褒賞

区 分	一般部門	直売所部門
グランプリ	1	1
準グランプリ	1	1
審査員特別賞	3以内	

※各受賞品については賞状を作成し、出品事業者に授与する。

但し、各賞にふさわしい出品財が無い場合は、当該賞は該当無しとします。

また、審査員が特に必要と認める場合は、別途賞を設ける場合があります。

7. 入賞商品の支援

上位入賞商品については、入賞後1年間に下記の支援を行います。

(1) PR機会の提供（マスメディア等への商品情報提供、県内外ECサイトでの商品紹介、群馬県及び前橋市PRイベントへの優先参加等）

(2) 県内外百貨店、スーパー、直売所等でのテスト販売機会の提供（イベント等への優先出展）

(3) 商品力、販売力向上のための専門家による助言等の支援

8. 応募の方法

別添の「美味しいまえばし再発見コンテスト 2017 応募票」により、電子メールでご応募下さい。

※電子メールが使用できない方は御相談下さい。

(1) 応募期限 平成29年9月15日(金)午後5時00分【必着】

(2) 出品応募票ダウンロード方法

前橋東部商工会 Web サイトからダウンロード <http://www.myg.or.jp/>

(3) 申込先

電子メールアドレス：maeto-s@myg.or.jp

〒371-0244

群馬県前橋市鼻毛石町 1426-1

前橋東部商工会 美味しいまえばし再発見コンテスト 2017 参加商品募集係 担当：関口
電話 0 2 7 - 2 8 3 - 2 4 2 2 FAX 0 2 7 - 2 8 3 - 7 1 0 3

※応募票を受信した場合は、確認メールを返信します。

締め切りの翌日の正午までに返信メールが届かない場合は、応募メールが届いていない可能性があるので、上記へお問い合わせください。

9. 応募に当たっての注意点

ア 応募者が第三者の有する商標権等の知的財産権を利用する場合は、応募者の責任において必要な許可を得た上で、そのことを応募時に申し出ること。

万一、第三者から権利侵害との提訴がなされた場合、主催者側に発生した損害を含め、応募者自身の負担と責任において対応すること。

イ 商標権の権利侵害等、問題が生じた商品については、授賞を取り消す場合がある。

ウ 関係法令に違反する事実が認められた時は、授賞を取り消す場合がある。

10. その他

応募料 無料（但し、サンプル商品代や送料等の応募に要する経費は応募者の負担とする。）